

第 11 回トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会  
意見等提出票集約

---

【各報告事項に関する意見等】

(1) 最近のトラック運送事業に関する取組について (資料 1)

○意見等

- ・ホワイト物流推進運動について報道・発信の継続が必要と考えます。
- ・ホワイト物流推進運動について、荷主側の理解度は低く、厚生労働省、国土交通省からのHP発信の継続と公正取引委員会からの通達も効果があると思います。
- ・標準運賃の地域格差が大きい。
- ・荷主の配慮義務について、徹底した周知活動が必要（改善基準、約款、安全規則等の意義理解）その上で、荷主勧告制度を厳格に運用しなければならないと考える。

(2) 平成30年度標準運送約款改正調査報告について(資料2)

○意見等

- ・荷主との交渉の目安の一つになります。
- ・荷主への条件改定を進める資料になります。
- ・約款には謳うも荷主との力関係により交渉は難航している。
- ・運賃・料金の交渉が難しい理由のトップが「他社との競争があるから」となっており、未だに業界内でのダンピングが行われている事が伺える。「競争」は「公正」に行われる必要があり、法令違反を行ってまでも値下げをしている事業者は業界から排除されなければならないと考える。

(3) トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について

(資料3-1、3-2、3-3、3-4)

○意見等

- ・荷主企業側が速度違反や過労運転を強要するケースは殆ど無いと思われ、運送事業者の労働時間等の兼ね合いから、労基法や道交法やその他補助金等も組み合わせて検討していく必要があると思われる。
- ・継続活動で、環境改善を進めるべき。
- ・乗務員の拘束時間短縮につながる活動です。荷主への理解は更に効果的な勧告等が必要である。
- ・改善にはホワイト物流推進により戦力確保が必要である。
- ・受注内容変更やキャンセル等の状況をみると、着荷主、発荷主、運送事業者間でのパワーバランスの中で、最も力の強い着荷主が、荷主の配慮義務等に対して最も関心が薄いように感じられる。上が「変えよう」と言わなければ、下は変わらない（変えたくても変えられない）と思う。

(4) 時間外労働の上限規制と自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について(青森労働局・資料4)

○意見等

- ・コンプライアンスの遵守を推進していきます。
- ・有給休暇取得制度に始まり労働時間短縮は確実に進んでいます。乗務員不足を解消するために魅力ある条件を組合を交えて検討しております。
- ・達成には着時間の緩和、輸送料金の改定が必要である。
- ・運送事業者はもちろん、荷主側にも周知が必要(特に着荷主)

【その他意見等】

上記報告事項以外で、意見等ございましたらご記入下さい。

○意見等

- ・女性の働きやすい労働環境は更衣室・控室・トイレの整備ですが、根幹は男女の体力差、女性ならではの貧血等があることを理解する必要がある。
- ・運送会社の窮状を理解して頂かなければ、改革は難しいと考えます。特にコロナウイルスの影響により輸送貨物が減少している現状では、各事業者の交渉力が一層弱まっていると判断します。今こそ荷主に対する強い行政指導と事業者への支援を切に願います。
- ・発荷主については、運送事業者との直接の取引関係にあることから、運賃・料金や取引環境についての交渉は行えると思われるが、着荷主は「指定した日時に商品が届けばよい」という立場でしかなく、その一方で、荷卸し待ちや荷卸し作業の発生等、トラックドライバーの労働条件への影響力は大きい。しかしながら運送事業者との話し合いのテーブルすら用意されていない状況といえる。平成27年に開催した第2回協議会で事例発表された丸石運輸(南部町)による鶏卵輸送における改善事例は、着荷主である問屋(卵買取業者)の社長が動いてくれたから出来たものであり、あらためてその事例に学ぶべき部分があるのではないかと感じている。